

幼保連携型認定こども園聖十字幼稚園 2020年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成 : 聖十字幼稚園園長)

2020年4月1日現在

事業の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。				保育理念 (事業運営方針)	・子どもたちが神様にいつも愛されていることを知る。・年次の枠を越えて、子どもと先生との交わりの共同体形成を目指す。 ・自分を大切にし、人を大切にする子どもとなるように。・子どもが本当に心から満足して遊べる保育をめざす。 ・「みんなががってみんないい」という視点から協調性を育む・日本の伝統文化を大切に保育							
教育・保育方針	「愛を知り、愛を行える子どもに」 ① 一人一人の子どもの気持ちや思いをありのままに受け入れ、探究心が膨らむような「遊びこむ」環境作り ② 子育て仲間として保護者同士のつながりを大切に、みんなで育ちあう ③ 地域の子育てセンターとしての役割と幼稚園教育が融合する保育サービスの提供				園の教育・保育目標	・探求心を育むためラーニングストーリー(学びの物語)を導入し「主体的で対話的な深い学び」を実践する。							
子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	乳児 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	3歳児 身近な仲間や自然等の環境と積極的ににかかわり、探究心と意欲を持って活動する	4歳児 探究心を育成し、信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする	保育時間など	●1号認定:基本保育時間→9:00～14:00 ●2・3号認定:基本保育時間→7:30(8:30)～18:30(16:30) ●一時預かり(幼稚園型)14:00～18:30 ●一時預かり(一般型)8:30～16:30								
	1歳児 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする	4歳児 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、個々の探求心から体験を積み重ねる	5歳児 主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業	入園式/始業式/誕生会/健康診断/保育参観日/運動会/プール開き/七夕/夏祭り/お泊り保育/クラス懇談会/子育て講演会/祖父母参観日/遠足/社会福祉施設訪問/口頭詩の会/焼き芋パーティ/クリスマス会/豆まき会/個人面談/カーニバル/卒園児を送る会/卒園式/終業式									
	2歳児 探究心を大切に象徴機能や想像力を広げる												
■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標	■教育及び保育において育みたい資質・能力 教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。		■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章のねらい及び内容」に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。	■小学校との接続 創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチカリキュラムの改善を図る。	■家庭との連携 園児が安心して園生活をおくることができるために、家庭との連携を密に図る。連絡帳等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて情報を共有する。また、子育て仲間として保護者同士のつながりを大切に、みんなで育ちあう環境を醸成する。	■特に配慮すべき事項/発達との連続性と養護 満3歳未満児の個人的な保育、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間をもつ。また、集中して遊ぶ場やつろぐ場の調和を図る。養護は看護師の指導を得ながら、生命の保持と情緒の安定を図る教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の保育に努める。							
教育及び保育の基本と目標							基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通した保育を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した保育→探求心を育むためのラーニングストーリー(学びの物語)の導入/認こ法第9条の目標達成に努める						
■養護 (保育教諭が行う事項)	年齢	乳児	1歳児(満1歳以上)	2歳児(満3歳含む)	3歳児	4歳児	5歳児	■小学校以上との接続に鑑みて					
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するために「主体的で対話的な深い学びの実践」が用いられる。					
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ						
◎ねらい及び内容並びに配慮事項									(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)				
◎教育及び保育 (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。 ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。	(乳児) 三つの視点	乳児保育	(満1-2歳児) 5領域	1歳児(満1歳以上) 保育	2歳児(満3歳未満) 保育	(満3-5歳児) 5領域	3歳児(満3歳以上) 教育・保育	4歳児 教育・保育	5歳児 教育・保育	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱		
	健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活リズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」		
	身近な人と気持ちを通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成	オ 社会生活との関わり	イ 気付いたことや、できるようになったことなどを思い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」		
	身近なものに関わり感性が育つ	●身近な環境への興味を持つ ●身体の感覚認識による表現	環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	環境	●探究心に基づいた自然事象への積極的な関わり	●探究心に基づいた社会事象への関心の高まり	●探究心に基づいた社会・自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い	ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」		
★健康支援/状態把握・増進・疾病対応 ●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(栄養士・調理員・調乳担当者) ●看護師園内点検	★食育の推進 ●友だちや職員と給食を楽しく食べることを通じて、「一緒に食べたい人がいること」から「愛を知り、愛を行える子どもに」へ ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●全園児へ炊きたて米飯の提供 ●行事食の提供 ●菜園づくりの実施	★環境、衛生・安全管理 ●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒 ●施設内外の設備、用具等の安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザへの対応 ●毎月避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施 ●消防署査察 ●消火訓練の実施 ●安全教育年間計画(月別参照) ●警察署の指導による安全教室の実施 ●被災時における対応と備蓄 ●年2回外部業者による消防設備点検	★災害への備え ●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消防署視察 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検(自治体事業) ●原子力災害	◆子育ての支援 ●入園のしおり・パンフレットの配布 ●一時預かり事業の実施 ●地域子育て支援活動(育児相談等) ●保護者との連携協力 ●こども園紹介事業 ●新生児家庭等へ子育て支援情報の送付 ●実習生及び高校生保育体験の受入れ ●ユニセフ等の活動をおして人権理解の促進 ●その他緊急を要する情報の通知	●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価 上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたってはよき可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。								
情報公開等	●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員会設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障がい児保育 ●一時預かり保育 ●延長保育等				特色ある教育と保育	・キリスト教保育である。・遊びを中心とした保育である。・完全給食である。・乳幼児の人権を大切にする保育である。・4・5歳児クラスはタテ割り(混合)保育である。・いろいろな行事がある。・探究心を大切にする保育である。・日本文化を大切にする・海外の文化にも目を向ける							
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	人的物的面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。地域のお祭りである「松本ぼんぼん」への参加の推進、敬老会等の地域の行事に参加する(社会及び地域貢献)。				研修計画	●教育・保育要領対応の園外・園内研修 ●教育部・保育部別の研修及び両部に一貫した研修●大学・大学院への派遣 ●先進地視察見学 ●園外研修への計画的な参加(県内外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む)							
自己評価等	●法人による適切な施設運営管理の評価 ●こども園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映)●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 ●第三者評価の理解 ●評価が賞与・昇給に反映される。				幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆								